

小●●発第●●号

令和●年●月●日

△△ △△ 様

小金井市都市整備部

まちづくり推進課長 ★★ ★★

(公印省略)

家屋等の適正な管理について (お願い)

平素から、小金井市の住宅行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、△△ △△ 様所有の家屋（小金井市□□町●丁目●番●号）について、近隣住民の方から、窓及び勝手口が開け放されており、ドアガラスも破損していて、防犯の観点から心配であると相談が寄せられました。

このため現地調査を実施したところ、窓及び勝手口が開放され、ドアガラスも破損したままとなっており、不法侵入等が懸念される状況であることを確認いたしました。

つきましては、家屋等の適正な管理について、早急に対処していただくようお願いいたします。

早急に対応できない理由等がある場合は、下記問合せ先までご連絡をお願いいたします。

問合せ先

小金井市都市整備部まちづくり推進課

担 当 ○○、□□

電 話 042-387-9861

メール s060899@koganei-shi.jp



\*\*\* 空き家をお持ちの皆様へ \*\*\*



## 空き家に関する無料相談窓口のご案内

小金井市では、市内に空き家を所有・管理する皆様が抱える様々な問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、次の団体及び金融機関と協定を締結しました。

以下の相談窓口を無料でご利用いただけます。ぜひご利用ください。なお、無料で受けられる相談内容は、団体等により異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。

### ☛ 空き家の売買や賃貸に関すること

○公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第11ブロック 武蔵野中央支部

電話番号：0422-26-5891

予約時間：火曜日・木曜日 10:00～12:00(祝休日、年末年始を除く)

相談時間：事前電話予約の上、調整した日時に電話または直接相談

○公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部

電話番号：042-316-7822

受付時間：月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 10:00～16:00(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

### ☛ 空き家の耐震、リフォーム、改修工事に関すること

耐震診断・設計について

○一般社団法人 東京都建築士事務所協会南部支部

電話番号：042-361-4564

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

耐震診断・設計について

○東京建築士会多摩ブロック南部支部

電話番号：042-313-9634

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

耐震改修工事・その他工事について

○一般社団法人 北多摩建設業協会小金井建設協会

電話番号：042-322-5438

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

### ☛ 空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

○東京司法書士会

電話番号：03-3353-2700

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～15:45(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

### ☛ 空き家の敷地境界に関すること

○東京土地家屋調査士会府中支部

電話番号：042-388-1750

予約時間：月曜日～金曜日 10:00～15:45(祝休日、年末年始を除く) 電話相談

⇒ 裏面に続く

## ☛ 空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること

○東京都行政書士会 市民相談センター

電話番号：03-5489-2411

受付時間：月曜日～金曜日 12:30～16:30(祝休日、年末年始を除く)

## ☛ 住宅増改築融資、空き家の有効活用に係る融資に関すること

○みずほ銀行 小金井支店

電話番号：042-381-0220

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝休日、年末年始を除く)電話相談

## ☛ 税金に関すること

○東京税理士会 納税者支援センター

電話番号：03-3356-7137

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～15:30(祝休日、年末年始を除く)電話相談

## ☛ 空き家の相続、成年後見、財産管理、契約、紛争の解決に関すること

○東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会 東京三弁護士会空き家相談窓口

電話番号：03-3595-9100

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00(祝休日、年末年始を除く)

## ☛ 空き家の承継・遺言に関すること

○三井住友信託銀行 小金井支店

電話番号：0120-377-541

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝休日、年末年始を除く)(事前電話予約のうえ、直接相談)

## ☛ 市役所への空き家に関する問合せ先

まちづくり推進課  
○空き家等全般に関すること  
電話番号:042-387-9861

環境政策課  
○雑草の繁茂、樹木の越境に関すること  
○カラスやハチ、ネズミなどの自然動物に関すること

電話番号:  
042-387-9817

ごみ対策課  
○ごみの不法投棄に関すること

電話番号:  
042-387-9835

道路管理課  
○草木等の道路上の越境に関すること

電話番号:  
042-387-9849

「自分は大丈夫!」と思っていないですか?

# 空き家には 適切な管理が 不可欠です。



空き家

庭木の枝を  
剪定

積雪に応じて  
雪下ろし

窓、壁、屋根の  
破損などを点検  
何かあったら補修を

傷まないよう  
通気や換気を!

排水設備  
(流し・トイレ等)の  
通水を!

敷地内を清掃  
擁壁がある場合は  
水抜き穴も清掃



空き家は全国で年々増加し、使用目的のない空き家は約350万戸に。

空き家対策は、社会全体での取り組みが必要な重要課題です。

適切な管理が行われていないと倒壊、健康被害の誘発、景観悪化などの様々な問題を引き起こし、  
周辺環境に大きな影響を及ぼしてしまいます。

我が家を管理不全空家※<sup>1</sup>や特定空家※<sup>2</sup>にしまわれないよう、みんなで考えましょう。

※1.窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。 ※2.そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態。

今すぐ確認!

# 空き家管理チェックリスト

☐

定期的に以下の管理を行っていますか。

**管理方法** 通気や換気／排水設備の通水／敷地内の清掃／庭木の枝の剪定／郵便物等の確認・整理  
【冬期の場合】給水管の元栓の閉栓／積雪の状況に応じた雪下ろし  
【擁壁がある場合】水抜き穴の清掃

## 【外観】

☐

建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。

**管理方法** 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。

☐

外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。

**管理方法** はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。

☐

屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。

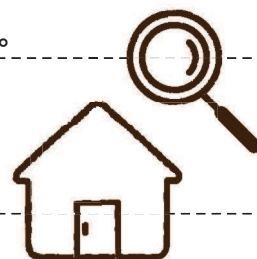
**管理方法** はがれた部材などは撤去、補修や防錆処理などを依頼しましょう。

## 【屋内など】

☐

柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡はありませんか。

**管理方法** 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。

☐

アスベストが露出していませんか。

**管理方法** アスベストの除去などを専門業者に相談しましょう。

☐

浄化槽の破損や排水設備の封水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。

**管理方法** 破損部分は補修を依頼し、封水の注入を行いましょう。



## 【敷地内】

☐

敷地内にゴミが散乱して景観を損なっていないですか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。

**管理方法** 清掃などを行いましょう。

☐

門、塀や屋外階段に傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。

**管理方法** 補修や防錆処理などを依頼しましょう。

☐

立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。

**管理方法** 立木の伐採、枝の剪定などを行いましょう。

☐

動物が棲みつки不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。

**管理方法** 駆除などを依頼しましょう。

空き家の管理は、定期的な換気、清掃、点検がとても重要です。

点検や補修に自信がない、遠隔地にお住まいなどでご自身による管理が難しい場合は  
空き家管理業者や修繕業者などの利用を検討しましょう!

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元  
バーコードから  
簡単アクセス

